

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○都民の日に利用料、利用料金及び使用料を免除する都の施設の指定……………

（生活文化局文化振興部文化事業課）……………

○公共測量の実施（五件）……………

（都市整備局都市基盤部調整課）……………

告示（選）

○平成二十三年東京都選挙管理委員会告示第四百四十三号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………

○平成二十四年東京都選挙管理委員会告示第四百三十七号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………

○平成二十五年東京都選挙管理委員会告示第四百二十九号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………

○平成二十六年東京都選挙管理委員会告示第四百三十四号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………

○平成二十七年東京都選挙管理委員会告示第四百十六号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………

○平成二十八年東京都選挙管理委員会告示第四百六十三号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………

○平成二十九年東京都選挙管理委員会告示第四百八十八号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………

告示

●東京都告示第千五百十号

都民の日条例（昭和二十七年東京都条例第七十五号）第四条の規定に基づき、平成三十年都民の日に利用料、利用料金及び使用料（定期入場券を除く。）を免除する都の施設を次のように指定する。

平成三十年八月二十三日

東京都知事 小池 百合子

一 利用料を免除する施設

東京港野鳥公園

二 利用料金（一）から（九）までは、東京都立公園条例施行規則（昭和三十三年東京都規則第三十七号。以下「規則」という。）別表第六 三の項に規定する入場料に限る。）を免除する施設

（一） 浜離宮恩賜庭園

（二） 旧芝離宮恩賜庭園

（三） 小石川後楽園

（四） 六義園

（五） 旧岩崎邸庭園

（六） 向島百花園

（七） 清澄庭園

（八） 旧古河庭園

（九） 殿ヶ谷庭園

（十） 東京都江戸東京博物館本館（常設展）

（十一） 東京都江戸東京博物館分館江戸東京たてもの園

（十二） 東京都写真美術館（収蔵展）（映像展）

三 使用料（規則別表第五 二の部（二）の項から（五）の項まで

に規定する入場料に限る。）を免除する施設

（一） 神代植物公園

（二） 多摩動物公園

（三） 恩賜上野動物園

（四） 葛西臨海水族園

（五） 井の頭自然文化園

（六） 夢の島熱帯植物館

●東京都告示第千五百十一号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、府中市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年八月二十三日

東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 府中市

二 測量の種類 公共測量（道路台帳補正測量（四級基準点測量））

三 測量の区域 府中市地内

四 測量の期間 平成三十年八月二十日から同年十月三十一日まで

●東京都告示第千五百二十二号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、板橋区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年八月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 板橋区

二 測量の種類 公共測量(用地測量)

三 測量の区域 板橋区常盤台一丁目地内

四 測量の期間 平成三十年八月一日から同年十月十二日まで

●東京都告示第千五百五十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、杉並区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年八月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 杉並区

二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量)

三 測量の区域 杉並区阿佐谷南三丁目、成田東三丁目、成田東四丁目、成田東五丁目及び梅里二丁目各地内

四 測量の期間 平成三十年七月二十三日から平成三十一年二月二十八日まで

●東京都告示第千五百五十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都西多摩建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年八月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

東京都知事 東京都

一 測量施行者 東京都

二 測量の種類 公共測量(道路敷地調査測量)

三 測量の区域 青梅市黒沢二丁目及び成木八丁目各地内

四 測量の期間 平成三十年六月十一日から平成三十一年一月四日まで

●東京都告示第千五百五十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都西多摩建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年八月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 東京都

二 測量の種類 公共測量(道路敷地調査測量)

三 測量の区域 青梅市御岳二丁目地内

四 測量の期間 平成三十年六月十一日から平成三十一年一月四日まで

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百八十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、日本共産党東京都港区委員会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(平成二十三年東京都選挙管理委員会告示第百四十三号)の一部を次のように訂正する。

平成三十年八月二十三日

東京都選挙管理委員会

日本共産党東京都港区委員会の部6資産の内訳の項中「齋藤 正一 1,500,000」を「齋藤 正一 1,500,000 (借入先) (借入残高) 円 に

改める。 荒川 宏 3,000,000」

●東京都選挙管理委員会告示第百八十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、日本共産党東京都港区委員会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(平成二十四年東京都選挙管理委員会告示第百三十七号)の一部を次のように訂正する。

平成三十年八月二十三日

東京都選挙管理委員会

日本共産党東京都港区委員会の部6資産の内訳の項中「齋藤 正一 1,200,000」を「齋藤 正一 1,200,000 (借入先) (借入残高) 円 に

改める。 荒川 宏 3,000,000」

●東京都選挙管理委員会告示第百八十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十

二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、日本共産党東京都港地区委員会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成二十五年東京都選挙管理委員会告示第百二十九号）の一部を次のように訂正する。

平成三十年八月二十三日

東京都選挙管理委員会

日本共産党東京都港地区委員会の部6資産の内訳の項中

「吉田 信一 1,500,000」を

「吉田 信一 1,500,000

(借入先) (借入残高)

に 円

荒川 宏 3,000,000」

改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百八十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十

二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書に

ついて、日本共産党東京都港地区委員会から訂正の報告が

あったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団

体の収支報告書の要旨（平成二十六年東京都選挙管理委員

会告示第百三十四号）の一部を次のように訂正する。

平成三十年八月二十三日

東京都選挙管理委員会

日本共産党東京都港地区委員会の部6資産の内訳の項中

「野口 博基 2,000,000」を

「野口 博基 2,000,000

(借入先) (借入残高)

に 円

荒川 宏 3,000,000」
改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百九十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十

二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書に

ついて、日本共産党東京都港地区委員会から訂正の報告が

あったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団

体の収支報告書の要旨（平成二十七年東京都選挙管理委員

会告示第百十六号）の一部を次のように訂正する。

平成三十年八月二十三日

東京都選挙管理委員会

日本共産党東京都港地区委員会の部6資産の内訳の項中

「吉田 信一 1,500,000」を

「吉田 信一 1,500,000

(借入先) (借入残高)

に 円

荒川 宏 3,000,000」

改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百九十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十

二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書に

ついて、日本共産党東京都港地区委員会から訂正の報告が

あったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団

体の収支報告書の要旨（平成二十八年東京都選挙管理委員

会告示第百六十三号）の一部を次のように訂正する。

平成三十年八月二十三日

東京都選挙管理委員会

日本共産党東京都港地区委員会の部6資産の内訳の項中

「吉田 信一 1,500,000」を

「吉田 信一 1,500,000

(借入先) (借入残高)

に 円

荒川 宏 3,000,000」

改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百九十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十

二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書に

ついて、日本共産党東京都港地区委員会から訂正の報告が

あったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団

体の収支報告書の要旨（平成二十九年東京都選挙管理委員

会告示第百八十八号）の一部を次のように訂正する。

平成三十年八月二十三日

東京都選挙管理委員会

日本共産党東京都港地区委員会の部6資産の内訳の項中

「大滝 実 8,000,000」を

「大滝 実 8,000,000

(借入先) (借入残高)

に 円

荒川 宏 3,000,000」

改める。

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001